

滋賀県若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰実施要項

(趣旨)

第1 この実施要項は、滋賀県若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰要領（以下「要領」という）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象者の年齢の基準日)

第2 要領第4（2）の基準日は、表彰年度の4月1日とする。

(推薦者および推薦期間)

第3 要領第5の推薦は、滋賀県若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰推薦書（別紙様式1号）により提出するものとする。

2 要領第8に定める推薦の時期および期間は、毎年度、別途定め、ホームページ等で広報する。

(選考方法)

第4 被表彰者の選考の方法は次のとおりとする

(1) 滋賀県土木交通部における表彰等の候補者等審査委員会設置要綱(平成25年6月17日制定)に基づく審査委員会が審査する。

(2) 審査委員会は、要領第5の推薦書をもとに、表彰対象工事の工事成績評定表、項目別評定点、取り組み姿勢、技術力の向上に対する意欲などを評価し、被表彰者を選定する。

(3) 被表彰者の人数については、毎年度に別途定める。

(表彰者の資格確認等)

第5 要領第3（1）の刑罰等は、刑罰等確認書（別紙様式2号）により提出するものとする。

2 要領第4（3）の無事故期間は、無事故証明書（別紙様式3号）により証明するものとする。

付則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

付則

この要項は、平成28年4月25日から施行する。